

徳島県読書バリアフリー推進計画

< 骨子案 >

令和3年 月

徳島県教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の位置づけ
- 2 他の計画との関係
- 3 計画の対象者
- 4 計画の推進・評価
 - (1) 計画期間
 - (2) 推進体制
 - (3) 計画の周知
 - (4) 評価
- 5 計画の見直し

第2章 視覚障がい者等の読書に係る現状

- 1 視覚障がい者等が利用しやすい書籍の入手について
- 2 視覚障がい者等の読書を支援する体制について

第3章 計画の基本方針

- 1 計画の基本的な考え方
- 2 施策の基本的な方向

第4章 施策の方向性

- 1 アクセシブルな書籍の充実及び製作人材の養成・確保
- 2 アクセシブルな書籍の入手及び利用のための支援
- 3 読書を支援する環境の充実と人材の養成

用語解説

資料

第1章 計画策定にあたって

1 計画の位置づけ

本計画は、読書バリアフリー法第8条に基づき、徳島県における「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」として策定するものです。

本県において読書バリアフリー法の理念を具現化するとともに、デジタル化をはじめとする社会の変革に対応し、視覚障がい者等への支援施策の一層の充実強化を図るため、法第8条第2項に基づき新たに設置した「徳島県読書バリアフリー推進協議会」での協議・提言等をはじめ、広く意見をお聞きし、徳島県教育委員会において「徳島県読書バリアフリー推進計画」として策定するものです。

本計画のもと、視覚障がい者等の読書バリアフリー環境を実現する施策を推進し、障がい者の更なる社会参画と活躍、共生社会の実現を目指します。

2 他の計画との関係

本計画は、「徳島県子どもの読書活動推進計画（令和元年10月策定）」及び「徳島県障がい者施策基本計画（令和3年3月改訂予定）」における基本理念や方針と連携、整合を図り、視覚障がい者等の読書バリアフリー環境を実現するための具体的な事項を定めるものです。

3 計画の対象者

本計画は、視覚障がい者、読字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者、読書や図書館の利用に困難を伴う知的障がい者（以下「視覚障がい者等」という。）を対象とします。

なお、「書籍」には、雑誌、新聞、その他の刊行物も含まれます。

4 計画の推進・評価

（1）計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）の4年間とします。

（2）推進体制

徳島県及び徳島県教育委員会は、本計画に基づき、市町村関係部局や福祉・障がい者関係団体、図書館、ボランティア等と連携・協働し、視覚障がい者等の読書バリアフリー環境を実現するための施策を推進します。

（3）計画の周知

本計画や支援施策の周知を図るため、県のホームページやSNS、広報誌において情報発信を行います。周知にあたっては、わかりやすい内容となるよう工夫するとともに、

点字版や音声読み上げに対応したテキストデータを作成し、点字図書館をはじめとする関係機関と連携して、様々な障がい特性に対応した周知を図ります。

(4) 評価

県や市町村、関係団体等における方針や目標等を踏まえ、各施策の推進状況を評価するための具体的な指標を設定するとともに、定期的に計画の進捗状況を把握、評価します。

なお、今後、国から具体的な目標や達成時期等が示された場合は、本計画の指標についても必要な見直しを行います。

5 計画の見直し

視覚障がい者等のニーズや、国及び本県の障がい者施策の動向に迅速に対応するため、県教育委員会は、毎年度、計画の進捗状況やその成果について把握、評価し、必要に応じて施策の改善を行います。

第2章 視覚障がい者等の読書に係る現状

国の状況

平成25年に、障がい者の著作物利用を促進するための「マラケシュ条約」が世界的著作権機関において採択され、また、平成30年の著作権法改正に伴い、「障がい者の読書環境のさらなる充実が必要」との気運が高まったことを受けて、国において、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」が施行され、令和2年7月には、同法に基づき「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下「読書バリアフリー基本計画」という。）」が策定されました。

読書バリアフリー法は、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的としており、読書バリアフリー基本計画において、基本的な方針や、国が総合的・計画的に講ずべき施策、その他の必要な事項が定められました。

本県の状況

徳島県では、昭和39年から点字図書館を設置し、視覚障がい者への情報提供に取り組んでおり、現在は視聴覚障がい者支援センターにおいて、点字・録音図書などを製作し、利用者へ貸出を行うとともに、点訳・音訳に携わる人材の育成、障がい者への読書支援機器の紹介や使い方の訓練など、障がい者の読書環境の向上に取り組んできました。

平成29年には、県議会からの提案により「徳島県読書活動の推進に関する条例（以下「読書推進条例」という。）」が制定されるとともに、令和元年には第4次となる「徳島県子どもの読書活動推進計画（以下「子どもの読書推進計画」という。）」を策定し、障がい者の読書活動を支援する人材の育成に向け、高校生や県内読書ボランティアの参加による読み聞かせ講習会や特別支援学校での実践会を開催するなど、誰もが本や文字に触れることができる施策の充実に取り組んできました。

1 視覚障がい者等が使用しやすい書籍の入手について

アクセシブルな書籍について

視覚障がい者等が利用しやすい書籍として、点字図書、拡大図書、音訳図書（音声デジター・マルチメディアデジター・テキストデジター(*1)）、触る絵本(*2)、布の絵本(*3)、L.L.ブック(*4)、音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック(*5)、テキストデータ等（以下「アクセシブルな書籍」という。）があり、本県の点字図書館を中心に、利用者のニーズに対応できるよう、所蔵する書籍の拡充を進めています。

サピエ図書館について

視覚障がい者や、活字による読書が困難のある人が利用できる、全国ネットワークのインターネット図書館であるサピエ図書館は、点訳・音訳図書を幅広く所蔵しており、本県

においても直接、間接的に利用され、近年は音声デイジーをはじめ、音訳図書のニーズが非常に高くなっています。

電子書籍について

近年では、サピエ図書館で入手できる書籍に加え、電子書籍が普及し始めています。音声読み上げや文字の拡大が可能であるなど、視覚障がい者だけでなく、発達障がい者や肢体不自由のある方も利用しやすいため、その発展に大きな期待が寄せられています。

視聴覚障がい者支援センターや図書館における支援の状況

視覚障がい者等がアクセシブルな書籍を入手するために、主に利用しているのが視聴覚障がい者支援センターと図書館です。

視聴覚障がい者支援センターでは、センター内に設置されている点字図書館において、点字図書、録音図書、デイジー図書等の収集・製作、貸出・郵送サービス、個人のニーズに応じた点訳・音訳図書の製作サービス、対面音訳サービス等を行っています。また、センターでは、中途視覚障がい者等への点字訓練、パソコン等の情報機器訓練のほか、読書支援機器である拡大読書器、音声拡大読書器、デイジー図書再生機等の展示・体験もできるように整備されています。

また、県立図書館では、大活字本、デイジー図書、L.L.ブック、一般用録音CD等の提供、郵送貸出サービス、拡大読書器やデイジー図書再生機等の読書支援機器の設置、電子書籍の提供を行っています。

視覚障がい者等の読書の困難さ

弱視等により、文字が見えにくいために図書館で本を探すことが困難な人や、発達障がいや知的障がい等により、本を探して返却するまでの手順に困難があったり、困ったときに助けを求められない人は、図書館に行くことや読書をするのをあきらめてしまうケースがあります。

また、ALS（筋萎縮性側索硬化症）のように、文字を読むことはできるものの、本を持ったりページをめくったりすることができなったり、コミュニケーションに困難があり、読書したいことを伝えられていないケースもあります。

障がい者自身による読書の実現や介護者の負担軽減を図るため、読書支援機器やサピエ図書館の普及促進が重要となりますが、様々な支援機器の特徴や各障がいへの適応事例等について、周知・情報共有が十分でなかったり、障がいの重度化、重複障がい、高齢化等によりICT機器の入手や使用が難しい人も多くなっています。

2 視覚障がい者等の読書を支援する体制について

点訳・音訳図書等の製作人材

徳島県における点訳・音訳図書の製作は、視聴覚障がい者支援センターの運営する点字図書館及びボランティアが担っています。

良質な書籍を提供するため、講習を受けて製作のスキルを身につけ、点訳においては、

選書・読みの調査・点訳・校正・修正を、また、音訳図書においては、選書・読みの調査・音訳・デージー編集・校正・修正といった一連の作業を行っており、いずれも時間と集中力を要します。

ボランティアとなる新規人材が少なく、高齢化が進んでおり、若年者の人材確保・養成により、継続して活動を行うことができる体制づくりが必要です。

また、点字図書館のノウハウを活かし、多様な関係者の参加による支援体制の拡大につなげていくことが期待されます。

ICTスキル習得の支援

読書支援機器やICT環境は充実化されつつあり、視聴覚障がい者支援センターがパソコン等の情報機器訓練を行っていますが、高齢での中途視覚障がい者や上肢障がい者、発達障がい者へのICTスキル習得を支援する人材が今後ますます必要となってきます。

読書関係団体との連携

県内には多数の読み聞かせ団体や読書グループなどの読書関係団体が存在し、各地域に根ざした活動を行っています。今後の支援の充実には、読書関係団体、教育委員会、福祉関係部局が連携していくことが求められます。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本的な考え方

「読書」は、障がいの有無に関わらず、一生涯にわたって、県民の皆様の学びや成長を支え、教育や就労を実現する重要な活動です。

特に、学校教育においては、教科書や副読本、参考書等が学習活動の支えとなっており、また、高等学校や大学、職業教育機関への進学のほか、資格取得や就職活動等のあらゆる段階において、書籍を通じて専門的知識を得ることが不可欠です。さらに、読書は人生を豊かにする重要な文化活動であり、成人期、高齢期に至るまで、全ての方が等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境の整備が望まれています。

一方で、国の「読書バリアフリー基本計画」において指摘されているように、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の数がニーズに対して不足していることに加え、これら書籍等の製作に協力する人材の確保が難しくなっており、今後の継続的な供給体制に課題があります。また、近年、電子書籍等が普及しはじめ、読み上げや文字の拡大が可能であるなど、発達障がい者や肢体不自由のある方も利用しやすく、その発展に大きな期待が寄せられています。

本計画は、これらの背景を踏まえ、多様な関係者が連携して「読書バリアフリー」をハード・ソフト両面から推進することにより、障がいの有無に関わらず、全ての県民が等しく読書や活字に触れることができる環境の実現を目指すとともに、それを支えるサポート人材の養成や確保を図るため、必要な方策について示すものとします。

2 施策の基本的な方向

(1) アクセシブルな書籍の充実及び製作人材の養成・確保

障がいの種類や程度に応じた、様々な分野のアクセシブルな書籍の充実を図るとともに、関係者の連携体制を構築し、さらなる製作人材の養成・確保を図ります。

(2) アクセシブルな書籍の入手及び利用のための支援

視覚障がい者等が、アクセシブルな書籍をいつでもどこからでも入手できるよう、サービスの周知や、読書支援機器の入手及び利用方法習得のための支援体制を整備します。

(3) 読書を支援する環境の充実と人材の養成

視覚障がい者等が図書館を円滑に利用するための環境づくりを促進するとともに、利用を支援する関係者の養成・資質向上・連携体制を整えます。

第4章 施策の方向性

1 アクセシブルな書籍の充実及び製作人材の養成・確保

〈基本的な考え方〉

障がいの種類や程度によって利用可能な本の形態は異なるため、様々な障がいに対応したアクセシブルな書籍の量的拡充・質の向上を図ります。

また、個人の学びや成長を支え、教育活動・就職活動・職業生活等の人生のあらゆる段階において、書籍を通じて情報を入手し、専門的知識が得られるよう、多様な分野のアクセシブルな書籍の充実を図ります。

さらに、視覚障がい者等のニーズに応じた書籍の製作が継続的にできるための環境整備を進めるとともに、製作人材の養成・確保に努めます。

〈具体的な施策〉

アクセシブルな書籍の充実

- 障がいの種類及び程度またニーズに応じたアクセシブルな書籍の充実
- 視覚障がい者等のニーズに応じたアクセシブルな書籍の製作ができる環境づくり

製作人材の養成・確保及び関係者による連携体制の構築

- 若年者の製作人材を養成するための、高校生等への点訳・音訳講習会の開催や、県G I G Aスクール構想による一人一台タブレットを活用した製作体験等の実施
- 視覚障がい者等や各支援学校のニーズに応じた書籍の製作につなげるための関係者間の連携
- 効率的な製作システムの構築に向けた、ICT関係者や若年者ボランティア等の参加による製作の分業体制づくり
- 多様な関係者の参加による、地域における製作拠点づくり

〈評価指標〉

2 アクセシブルな書籍の入手及び利用のための支援

〈基本的な考え方〉

視覚障がい者等が、アクセシブルな書籍をいつでもどこからでも入手できるよう、サピエ図書館等のサービスの周知を図るとともに、その利用に係る読書支援機器及び端末機器の入手や、利用方法の習得を支援する体制を整えます。

〈具体的な施策〉

アクセシブルな書籍の入手支援

- サピエ図書館、国立国会図書館及び電子図書館等のインターネットサービスについて、多くの視覚障がい者等が利用できるよう、研修会等を通じた周知
- 様々なアクセシブルな書籍及びそれらを利用するための読書支援機器やパソコン等の端末機器についての周知
- 様々な障がいに対応できる新たな読書支援機器について、視覚障がい者等による体験機会の確保や、図書館等関係者の知識の向上を図るため、県教育委員会と関係機関との連携による読書支援機器のモデル導入の実施

ICTスキルの習得支援

- パソコン、スマートフォン等のICTを用いたサピエ図書館等のサービスの利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- 読書支援機器の体験会や操作講習会の開催
- 上肢障がいやALS等でパソコンや読書支援機器の操作が困難な方に対し、機器を通じて読書を実現するための支援

〈評価指標〉

3 読書を支援する環境の充実と人材の養成

〈基本的な考え方〉

視覚障がい者等が、自らの興味関心や必要に応じて書籍を選び、読書を楽しむことができるよう、図書館等における円滑な利用のための環境づくりを促進します。

また、生涯を通じた学びの基本となる読書環境の整備を図るため、アクセシブルな書籍の入手及び図書館利用を支援する、図書館関係者、ICT関係者、福祉関係者等のネットワークを構築するとともに、これらの人材の養成、資質向上、及び確保に努めます。

さらに、様々な障がいにより読書及び図書館利用に困難が伴うことへの、県民への理解促進、共生社会への気運醸成を図ります。

〈具体的な施策〉

図書館等の円滑な利用の促進

- 各館の特性や利用者のニーズ等に応じた図書館等の環境促進（段差の解消、対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器やデジタイズ図書再生機等の読書支援機器の設置、CDやDVDの試聴コーナーの設置、点字による表示、絵やマークを使った分かりやすい表示、アクセシブルな書籍等を集めたコーナーの設置、動線の工夫など）
- 視覚障がい者、発達障がい者、知的障がい者が図書館等を利用しやすいよう、表示の工夫や案内といった、個々のニーズに対応できる支援の充実
- 各学校に対し、読書に困難のある児童生徒が、図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法についての周知
- 読書に困難のある児童生徒が、学校図書館において図書館の利用について学ぶ機会や、公共図書館での利用方法を習得する機会づくり

サポート人材の養成・確保

- 視覚障がい者等へのパソコン等の情報機器訓練や、ICTスキル習得を支援する人材のさらなる養成・確保
- 視覚障がい、発達障がい、知的障がい等の様々な障がいへの理解を深めるための研修や、サピエ図書館・読書支援機器の利用方法、ピアサポート(*6)等に係る研修の実施
- 県教育委員会による特別支援学校、特別支援学級設置校、及び視覚障がい等のある児童

生徒が在籍する小中学校への図書館サポーターの配置促進、及び図書館サポーター養成講座の実施・拡充

○福祉関係者と読書推進に関わる関係者のネットワークの構築

県民への理解促進

○読書及び図書館利用に困難のある障がいについて、支援施策等を通じた県民への周知及び理解促進

〈評価指標〉

用語解説

* 1 音声デージー

視覚障がい者向けデジタル録音図書。デージー(DAISY)とは、「Digital Accessible Information System」の略で、視覚障がいなどで活字の読みが困難な人のために製作される、デジタル図書の国際標準規格。CD 1枚に50時間以上の録音ができ、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動できる機能がある。

マルチメディアデージー

音声と一緒に、文字や画像が表示されるデジタル図書。表記された文を音声で聞きながら、画面上で絵や写真を見ることができる。読み上げているフレーズの色が変わるハイライト機能があり、どこを読んでいるのかが一目でわかる。また、自分が読みやすいように、文字の大きさ、音声のスピード、文字や背景の色を選ぶことができ、発達障がい者や上肢障がい者等、様々な人が利用できる。

テキストデージー

文字や画像が表示されるデジタル図書。音声データは入っていないが、デージー再生機等の音声合成機能でテキストを読み上げて聴くこともできる。ハイライト機能もある。

* 2 触る絵本

指で読むために作られた絵本。すでに出版されている絵本の変形版で、文字の所には点字を、絵の部分は樹脂インクで凸状にしたり、布や毛糸などを貼り付けたりして、立体的に分かる工夫が施されている。

* 3 布の絵本

本全体が布で作られた絵本。絵の部分に切り抜いたフェルトを縫い付け、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、ひもで留めたり、外したりできるようにし、文の部分を手書きした、絵本と遊具の性質を兼ね備えた本。

* 4 L.L.ブック

「L.L.」とはスウェーデン語の「分かりやすく・読みやすい」を略したもの。

発達障がい等の読むことに困難を伴いがちな人を対象に、ふりがな、大きな絵や写真、短い文章を使うなど、理解しやすい工夫をした本のこと。

* 5 オーディオブック

声優等が書籍を朗読し、録音した「耳で聴く書籍」。

* 6 ピアサポート

同じような立場の人によるサポートのこと。障がい当事者としての経験を活かしてサポートすること。

資料

- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」
- 「徳島県読書活動の推進に関する条例」
- 「徳島県読書バリアフリー推進協議会設置要綱」及び協議会委員名簿